

八街市クリーンセンター 維持管理の状況に関する情報【令和2年度】

①ごみ処理量・ガス温度

年度	月	可燃ごみ処理量 (t)	ガス温度 (°C)				一酸化炭素 (ppm)	
			1号炉		2号炉		1号炉	2号炉
			燃焼室温度	除去施設前 (ろ過式集じん器入口)	燃焼室温度	除去施設前 (ろ過式集じん器入口)	煙突	
	基準値	—	800以上	200以下	800以上	200以下	100以下	100以下
2	4	1,748	993	180	925	180	4.6	4.0
	5	1,684	947	180	946	180	4.4	5.0
	6	246	844	180	945	178	2.9	1.9
	7	3,023	878	179	925	179	2.5	0.9
	8	1,350	963	180	939	180	1.9	4.3
	9	1,756	968	180	978	180	4.1	3.6
	10	1,684	954	180	940	178	3.2	3.2
	11	1,340	940	179	938	180	5.8	6.2
	12	1,761	939	180	934	180	1.7	3.1
	1	1,450	946	180	927	180	4.7	4.8
	2	1,537	928	180	941	180	5.9	3.1
	3	1,659	939	180	926	180	4.4	6.3

※基準値については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」による。

ガス温度は毎日測定。数値は毎月の平均値である。(停止、立ち上げ、立ち下げ時除く)
減温塔・ろ過式集じん器で捕集したばいじんは、飛灰搬送コンベアで搬送されます。

②排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果

年度	測定地点			基準値
2	1号炉	採取日	令和2年10月21日	—
		結果の得られた日	令和2年12月9日	—
		測定結果(ng-TEQ/m ³ N)	0.19	1以下
	2号炉	採取日	令和2年10月22日	—
		結果の得られた日	令和2年12月9日	—
		測定結果(ng-TEQ/m ³ N)	0.17	1以下
	動物焼却炉	採取日	令和2年10月23日	—
		結果の得られた日	令和2年12月9日	—
		測定結果(ng-TEQ/m ³ N)	0.0099	1以下

※基準値については、「ダイオキシン類対策特別措置法」による。

③ばい煙等濃度測定結果

年度	測定地点	測定項目		測定年月日	測定結果	基準値	
2	1号炉	ばいじん	g/m ³ N	1回目	令和2年7月15日	0.001未満	0.08以下
				2回目	令和3年2月24日	0.002未満	
		硫黄酸化物	ppm	1回目	令和2年7月15日	1.2	20以下
				2回目	令和3年2月24日	1.2	
		窒素酸化物	ppm	1回目	令和2年7月15日	36	250以下
				2回目	令和3年2月24日	14	
		塩化水素	ppm	1回目	令和2年7月15日	9	430以下
				2回目	令和3年2月24日	8	
	2号炉	ばいじん	g/m ³ N	1回目	令和2年7月15日	0.003	0.08以下
				2回目	令和3年2月24日	0.002未満	
		硫黄酸化物	ppm	1回目	令和2年7月15日	8.8	20以下
				2回目	令和3年2月24日	5.2	
		窒素酸化物	ppm	1回目	令和2年7月15日	13	250以下
				2回目	令和3年2月24日	28	
塩化水素	ppm	1回目	令和2年7月15日	3	430以下		
		2回目	令和3年2月24日	17			

※基準値については、「大気汚染防止法」による。